

日医発第 1098 号(法安 139)

令和 3 年 2 月 5 日

都道府県医師会会長殿

(都道府県医療事故調査等支援団体等連絡協議会 御中)

日本医師会

会 長 中 川 俊 男

(中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会会長)

(公 印 省 略)

令和 2 年度医療事故調査等支援団体等連絡協議会の運営にかかる
経費助成について

医療事故調査制度における、各都道府県内の医療事故調査等支援団体(以下、支援団体)相互の連絡調整等の業務については、各都道府県医師会に率先した取り組みをお願いしているところであり、現状においてはすべての都道府県医師会に事務局機能の一部または全てを担っていただくなど、積極的な活動をいただいていることに深く感謝を申し上げます。また、全国を活動範囲とする支援団体についても、平成 28 年 12 月に中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会が発足し、本職がその会長を務めております。

こうした各都道府県および中央の支援団体等連絡協議会の事務局業務にかかる経費については、平成 29 年度より、日本医師会が厚生労働省支援団体等連絡協議会運営事業の委託先に選定され、全国の支援団体等連絡協議会の運営事業委託費について各都道府県医師会からの申請にもとづき、経費助成をしております。つきましては、令和 2 年度も委託先として選定されたことを受け、本会において申請事務にかかる取扱いの要領及び留意点等を別紙のとおりまとめましたので、ご案内申し上げます。

この運営事業は、令和 2 年度中の各地域の支援団体等連絡協議会としての会議運営、研修会の開催・運営、事務作業等にかかる経費について、今年度末を目途に、協議会事務局を務める各都道府県医師会からのご請求を日本医師会が取りまとめて、国から一括して支払いを受け、本会から各都道府県医師会にお支払いするというものであります。

詳細は別紙にお示しするところによりますが、この運営事業の対象となるのは、支援団体等連絡協議会としての事業であり、医師会独自の事業とみなされるものは対象となりませんので、ご留意ください。また、今年度より、助成対象費目として、「地方協議会の会議参加者の謝金」が新たに加えられることとなりましたのであわせてご案内申し上げます。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策の観点から、リモート形式による地方協議会、研修会を開催した際に想定される費用につき記載しておりますのでご参考までにご案内申し上げます。

医療事故調査制度においては、各地域の支援団体の活動が極めて重要な役割を果たしますので、本運営事業費等を活用いただき、今後ともさらなるご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

「令和2年度 厚生労働省 支援団体等連絡協議会運営事業」の申請手続きについて

公益社団法人 日本医師会

令和3年2月5日

1 概要

(1) 厚生労働省 支援団体等連絡協議会運営事業(以下、本事業という)は、日本医師会を委託先として、都道府県ごとに設置された医療事故調査等支援団体等連絡協議会(名称は問わない。以下、地方協議会という)の運営、研修会業務ならびに中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会(以下、中央協議会という)の運営等に係る経費を助成し、もって医療事故調査制度の運用の改善を図り、医療の安全の確保に資することを目的として実施されるものである。

(2) 本事業による経費助成にかかる事務は、各地方協議会の事務局を担う各都道府県医師会からの申請と、中央協議会としての申請分を、日本医師会がとりまとめておこなうものとし、以下に定めるところを標準としておこなうものとする。

2 助成の対象となる事業及び費目

(1) 本事業で助成の対象となる事業および具体的な費目は以下のとおりである。

①地方協議会の運営

都道府県ごとに当該地域内の医療事故調査等支援団体の代表者が参集し、院内事故調査の支援方法等についての情報共有、意見交換等をおこなうもの。必要に応じて地方協議会構成団体以外からの専門家の招聘、調査研究等の実施、出版物の制作や情報発信のための取り組み等を実施する。

○謝金 (具体例)・地方協議会に講師等の専門家を招聘した場合の謝金

・地方協議会参加者の謝金

○旅費 (具体例)・地方協議会に講師等の専門家を招聘した場合の旅費

・地方協議会参加者の旅費

(※領収書を添付のうえ実費請求、または支給基準等具体的な積算根拠を示すこと。但し、Web 配信形式での協議会に自宅や勤務先から参加した際は対象外)

- 消耗品費 (具体例)・資料作成時のコピー用紙、開催案内・資料送付時に使用する封筒、協議会資料として図書を配布した際の図書代、感染予防のため参加者に配布するマスクや消毒薬
- 印刷製本費 (具体例)・資料および報告書等の印刷、製本にかかる費用
- 通信運搬費 (具体例)・地方協議会参加者、講師への通信、資料送付にかかる費用
- 借料および損料 (具体例)・会場および備品の使用料など
(※医師会館会議室等の使用料も含む。各会場、使用施設等の使用料金表等の具体的な積算根拠を示すこと。但し、標準表 1 にもとづく場合はこの限りではない。)
- ・Web 配信形式での会議開催時の会議サービス契約料、使用料、サーバー利用料
- 会議費 (具体例)・出席者の弁当、茶菓等
- 雑役務費 (具体例)・速記料等
- 委託費 (具体例)・地方協議会運営のための電話窓口業務委託費等

②中央協議会の運営

「①地方協議会の運営」に準じる。

③地方協議会による研修

地方協議会としておこなう、医療事故調査制度における報告対象事例の考え方、院内事故調査の標準的手法、調査報告書の作成等に関する、医療機関担当者向けおよび支援団体担当者向けの研修。

- 謝金 (具体例)・研修会講師に対する謝金
- 旅費 (具体例)・講師にかかる旅費
(※研修会参加者の旅費は対象外)
- 印刷製本費 (具体例)・研修会教材の印刷費、製本にかかる費用
・研修会案内、受講証等の印刷費
- 消耗品費 (具体例)・資料作成時のコピー用紙、開催案内・資料送付時に使用する封筒、協議会資料として図書を配布した際の図書代、感染予防のため参加者に配布するマスクや消毒薬
- 通信運搬費 (具体例)・研修会参加者、講師への通信、資料送付にかかる費用
- 借料および損料 (具体例)・会場および備品の使用料など
(※医師会館会議室等の使用料も含む。各会場、使用施設等の使用料金表等の具体的な積算根拠を示すこと。)

但し、標準表 1 にもとづく場合はこの限りではない。)

- ・ Web 配信形式での会議開催時の会議サービス契約料、
使用料、サーバー利用料

- 会議費 (具体例)・講師、運営スタッフ等の弁当、茶菓等
(※研修会参加者の弁当、茶菓は対象外)
- 雑役務費 (具体例)・速記料等
- 委託費 (具体例)・研修会運営業務委託費等

④事務局業務

原則として都道府県医師会事務局が各地方協議会内での協議にもとづき当該地方協議会の事務局窓口機能を担う。主として、平日日中時間帯に電話等により、医療機関からの照会・相談に対して、適切な支援団体の紹介、報告対象に該当するか否かの考え方の提示、院内事故調査に対する支援に関する具体的な相談対応等を行うもの。

- 職員基本給 (具体例)・事務局業務対応者にかかる人件費
(※実際の業務に関わる時間等の具体的な積算根拠を示すこと。)
- 職員諸手当 (具体例)・事務局業務対応者にかかる通勤手当、住居手当等
(※実際に支払う手当の月額に、業務に従事する割合を乗じて算出する等、積算根拠を示すこと。)
- 非常勤職員手当 (具体例)・事務局業務対応者にかかる通勤手当、住居手当等
(※実際に支払う手当の月額に、業務に従事する割合を乗じて算出する等、積算根拠を示すこと。)
- 社会保険料 (具体例)・事務局業務対応者にかかる社会保険料
(※実際に支払う社会保険料の月額に、業務に従事する割合を乗じて算出する等、積算根拠を示すこと。)
- 借料および損料 (具体例)・事務室(医師会館内の事務局スペース等も対象)の使用料
(※実際に業務にあたって使用するスペースの賃料の具体的な積算根拠を示すこと。但し、標準表 2 にもとづく場合はこの限りではない。)

標準表 1

< 会議室使用料（税抜） >

（単位：円）

	午前 (1 時間単位)	午後 (1 時間単位)	夜間 (1 時間単位)	終日
260 m ² 会議室 (100 名収容可能) の使用料	18,000	25,000	35,000	150,000

< 備品使用料（税抜） >

（単位：円）

備品		使用単価
ワイヤレスマイク	1 本	1,200
有線マイク	1 本	1,000
マイクスタンド	1 本	500
レーザーポインタ	1 本	2,000
講演台・操作卓・司会台	1 台	1,000
スライドプロジェクター	1 台	10,000
パソコンプロジェクター	1 台	20,000
パソコン	1 台	10,000
プラズマテレビ・ビデオカメラ	1 台	10,000
スクリーン	1 枚	2,000
ホワイトボード	1 台	1,000
OHP	1 台	3,000
机（既定以外）	1 本	150
椅子（既定以外）	1 脚	50
マイクスピーカー（スピーカーフォン）	1 台	1,000
Web カメラ（据置きタイプ）	1 台	3,000
Web カメラ（PC 画面取付けタイプ）	1 台	500
映像音声ミキサー	1 台	3,000
ヘッドセット（マイクセット）	1 式	800

（備考） 実際使用した会議室の広さに応じて上記標準表を参考に使用料を算出する。

なお、必要に応じて以下の金額を上乗せする。

- ・電気空調利用料（会議室使用料の 10％）
- ・土日祝日利用料（会議室使用料の 30％）
- ・平日 17 時以降の管理費（1 時間につき 2,000 円）

標準表 2

<事務室使用料（税抜）>

（単位：円）

	賃料	共益費
1 坪（約 3.3 ㎡） 当りの月額使用料	13,000	1,000

（備考）業務に対応する上で使用する事務室の広さと使用日数に応じて上記標準表を参考に賃料と共益費を算出し、合計金額を事務室使用料とする。

- (2) 本事業の助成対象は、地方協議会または中央協議会としての活動であることを要し、個々の支援団体もしくは医師会等が独自におこなう活動は助成の対象とならない。
- (3) 本事業による費用助成は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間に実施されたものが対象となる。

3 助成金額

- (1) 令和 2 年度の本事業における厚生労働省からの委託費の総額は、89,375,000 円である。
- (2) 令和 2 年度の本事業における各地方協議会ごとの助成金額の上限額の算出にあたっては、基礎額（120 万円）に、各都道府県の人口に応じて按分した金額を加え、別表のとおり定める。但し、各地方協議会の活動実態をふまえ、必要に応じて日本医師会において調整を図ることができるものとする。

4 助成金申請の手続き

- (1) 各地方協議会は、令和 2 年度中に実施した活動実績にもとづいて助成金請求額を確定し、令和 3 年 3 月 22 日までに書式 1 および 2 により、日本医師会に申請する。ただし、実施する活動が 3 月 31 日までの期間に及ぶ場合は、別途日本医師会事務局と協議するものとする。
- (2) 前項の申請に際しては、活動の実態等を説明できる資料（協議会の次第、研修会のプログラム等、謝金・旅費等の支給基準等）および助成金の対象となる支出に関する

領収証等の写しを添付する。

- (3) 日本医師会は、(1)により各地方協議会から提出された申請をとりまとめたうえで、中央協議会からの申請と合わせて、厚生労働省に委託事業の実績報告をおこなう。

＜申請書類郵送先＞ 〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

公益社団法人日本医師会 医事法・医療安全課 宛

※ただし、書式 1 および 2 のデータについては、「都道府県医師会宛文書管理システム」の「お知らせ」に掲載されている Excel ファイルを使用し、入力の上、医事法・医療安全課代表メールアドレス law-safe@po.med.or.jp に添付ファイルにて送信して下さい。

5 助成金の支払い

- (1) 日本医師会は、4 (3)により行った実績報告について、厚生労働省の審査を経た後、一括して支払いを受ける。
- (2) 日本医師会は、前項の支払いを受けた後すみやかに、各地方協議会に支払う。

6 その他

- (1) その他本制度における助成金申請等に関して必要な事項が生じた場合は、日本医師会において厚生労働省と協議の上、別途定めるものとする。

(書式1)

提出者	医師会名	
	担当部署名	
	担当者氏名	
	連絡先TEL	
	連絡先E-mail	
支援団体等連絡協議会の名称		
経費総額（税込）		¥
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	普通・当座種類	
	口座番号	
	口座名義フリガナ	
	口座名義	

<留意事項>

- ・色掛けのセルに入力してください。
- ・列及び行の変更はせずに本シートをそのまま使用して入力してください。

経 費 明 細 書

区分	所 要 額			算出内訳
	①員数	②単価 (③÷①)	③金額(税込※)	
●地方協議会の運営				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
雑役務費				
委託費				
●地方協議会による研修				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
雑役務費				
委託費				
●事務局業務				
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
社会保険料				
借料及び損料				
計			¥0	

※ 諸謝金、旅費、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料については消費税を含めない金額を入力してください（非課税扱い）。

令和2年度における協議会・研修会開催実績

地方協議会	開催回数	
地方協議会による研修会	開催回数	
	参加者数（延べ人数）	

＜留意事項＞

- ・色掛けのセルに入力してください。
- ・列及び行の変更はせずに本シートをそのまま使用して入力してください。
- ・活動の実態を説明できる資料（協議会の次第、研修会のプログラム等）および助成金の対象となる支出に関する領収書等の写しを添付してください。
- ・謝金、旅費等の単価については、その支給基準等を資料として添付してください。

別 表

【都道府県別助成金額（予定）】

都道府県	令和元年人口 (1,000人)	人口比率	助成金額上限 120万+人口比 (単位万円)
全国	126,167	100.0%	8,900
北海道	5,250	4.2%	260
青森	1,246	1.0%	150
岩手	1,227	1.0%	150
宮城	2,306	1.8%	180
秋田	966	0.8%	140
山形	1,078	0.9%	150
福島	1,846	1.5%	170
茨城	2,860	2.3%	190
栃木	1,934	1.5%	170
群馬	1,942	1.5%	170
埼玉	7,350	5.8%	310
千葉	6,259	5.0%	280
東京	13,921	11.0%	480
神奈川	9,198	7.3%	360
新潟	2,223	1.8%	180
富山	1,044	0.8%	150
石川	1,138	0.9%	150
福井	768	0.6%	140
山梨	811	0.6%	140
長野	2,049	1.6%	170
岐阜	1,987	1.6%	170
静岡	3,644	2.9%	210
愛知	7,552	6.0%	320
三重	1,781	1.4%	170
滋賀	1,414	1.1%	160
京都	2,583	2.0%	190
大阪	8,809	7.0%	350
兵庫	5,466	4.3%	260
奈良	1,330	1.1%	150
和歌山	925	0.7%	140
鳥取	556	0.4%	130
島根	674	0.5%	140
岡山	1,890	1.5%	170
広島	2,804	2.2%	190
山口	1,358	1.1%	160
徳島	728	0.6%	140
香川	956	0.8%	140
愛媛	1,339	1.1%	150
高知	698	0.6%	140
福岡	5,104	4.0%	250
佐賀	815	0.6%	140
長崎	1,327	1.1%	150
熊本	1,748	1.4%	170
大分	1,135	0.9%	150
宮崎	1,073	0.9%	150
鹿児島	1,602	1.3%	160
沖縄	1,453	1.2%	160
合計	126,167	100.0%	8,900

注1) 基礎額を120万円として都道府県別人口比に応じて加算しています。

注2) 厚労省からの委託費総額¥89,375,000から都道府県の助成額の合計¥89,000,000を引いた¥375,000が中央協議会分となります。

注3) 金額は税込額です。